

事件番号 平成28年(ワ)第2407号  
事件名 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件  
原告 平和子  
被告 国

## 準備書面 20

— 現地情報の派遣隊員家族への情報提供の実態 —

2019年 7月17日

札幌地方裁判所民事第1部合議係B 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 博文  
弁護士 池田 賢太  
外

### 第1 本書面の目的

本書面は、防衛省・自衛隊が、心配する家族に対して、現地情勢や隊員の健康状態などについて、適時に、正確に情報提供を行なっていなかったことを明らかにするものである。

具体的には、首都ジュバの武力衝突など、治安悪化により本来の業務ができなくなっていた第10次隊について述べる。なお、第10次隊の隊員の多くが健康を害するに至っていたことは、準備書面9で詳述した。

## 第2 家族への情報提供—第10次隊と第11次隊の違い

### 1 第10次隊（甲A257）について

自衛隊は、方面総監部、師団・旅団、その他の派遣元部隊に、「家族支援センター」を設置して、「家族支援担当者が、ご家族皆さまの様々な要望にお応えします」とした（スライド番号41）。

そして、家族支援センターの役割について、「ご家族の皆さまにとって必要な情報を、適時に、正確に、部隊からお伝えします」としていた（同。下線は原告代理人）。

加えて、「情報提供」（スライド番号44）の欄では、「派遣された隊員の移動状況や安全に関する情報を提供します。」「その他、必要な情報は留守家族担当者からご家族へ提供いたします」と記述していた（下線は原告代理人）。

### 2 第11次隊（甲A65）について

ところが、第11次隊では、同じ家族説明会の資料において、家族支援センターの役割について「ご家族の皆さまにとって必要な情報を、適時に、正確に、部隊からお伝えします」とする記述を全部カットした（スライド番号47）。

また、「情報提供」の欄では、「派遣された隊員の移動状況や安全に関する情報を提供します。」（甲A257スライド番号44）が、「隊員の移動状況等について情報提供します。」（甲A65スライド番号51）と変えられ、意図的に「安全に関する情報」を提供することを除外した。

家族にとって必要な情報は何よりも「安全に関する情報」であるが、第10次隊の派遣はそれを「適時に、正確に」伝えることができなくなっていた（伝えれば、かえって家族の不安を増し、PKO参加5原則が崩れていることが判る）ことから第11次隊では意図的に外したのである。

### 第3 第10次隊で家族に提供された情報

#### 1 「部隊情報 (第1～18号)」 (甲A242) について

平成28年5月22日から同年12月16日までの、派遣隊員の移動状況を提供するもので、「情報伝達範囲」が留守家族までとされている。

南スーダンへの出発と到着と、日本への出発－到着の時間等の情報に止まっている。

これは、一般に報道されていたことであり、家族にとって格別意味のある情報ではない。

#### 2 「一般情報 (第20号)」 甲A243の1

これは、平成28年7月8日13時発信で、首都ジュバでの武力衝突に関する情報の第1報である。

「情報伝達範囲」を留守部隊までとし、報道により心配を募らせる留守家族には、質問されたら答えるに止めている。しかも、質問への回答内容は、「政府軍と反政府軍との発砲事案」があったと述べるだけで、「日本隊への直接的な影響はなく」というものである。

しかし、前者の「発砲事案」は実際には「銃撃戦」であり、PKO参加5原則に反する事態だった。後者の「直接的な影響はなく」という説明も事実に反し、「死ぬかもしれない」と部隊の全滅を覚悟するほどの逼迫した事態であった。

この7月8日からのジュバ・クライシスの状況については、原告準備書面(16)第2(新聞記事からの引用事実)、甲A181・188「NHKスペシャル」(動画と書証)などで明らかである。

#### 3 「一般情報 (第21号)」 甲A243の2

これは、平成28年7月9日12時発信で、首都ジュバでの武力衝突に関する情報の第2報である。

これも、「情報伝達範囲」を留守部隊までとし、報道により心配を募らせる留守家族には、質問されたら答えるに止め、部隊から積極的に説明することは全くしていない。しかも、質問への回答内容は、7月8日13時発信の内容とほぼ同じである。

しかし、現地の実際は、2016年7月8日夜には、政府軍と反政府勢力の戦闘は攻撃ヘリコプターや戦車を用いるものになっており、警備レベルが一気に上がっている（2018年4月23日、北海道新聞：甲B56）。

また、自衛隊宿营地のあるPKO施設に避難民がなだれこんできており、「SPLA（政府軍）によるIDP（国内避難民）狩りの情報がある。流入すれば（自衛隊の）施設隊がSPLAと対峙する状況となる」と、政府軍が避難民を襲撃する際に日本隊にも攻撃が及ぶことを恐れたという（2018年9月3日、朝日新聞朝刊：甲B57）。「隊長はIDPの流入を懸念した。IDPが流入しそうになったら、押し返そうという認識で決着した」というが、隊員たちは動揺し、退避コンテナはすし詰め状態で、別棟のトイレに行くにも命がけであったという。

以上のとおり、とても「日本隊への直接的な影響はなく、派遣部隊・隊員に異常はありません。ご安心ください」と言える状況ではなく、実態と違う安全情報を提供したと言わざるをえない。

#### 4 「一般情報（第22号）」甲A243の3

これは、平成28年7月14日12時発信で、初めて、家族に直接届けられた情報である。国内外の大ニュースになっているというのに、留守家族に「適時に、正確に」伝えられることはなく、事態が一段落ついてから「派遣部隊・隊員に異常はありません。ご安心ください」と言うのみである。

ジュバで逼迫した事態が続いたことを、家族は、1週間もの間、部隊から情報提供されることがなかったのである。

## 5 「一般情報 (第23号)」甲A243の4

- (1) これは、平成28年7月14日18時発信で、「情報伝達範囲」を留守部隊までとし、留守家族には質問されたら答えるに止め、そのQ&Aを添付したものである。

自衛隊が、家族に対して情報の管理統制を行うとともに、後付けで説明を糊塗するものである。ここには、家族に対して積極的に説明をしようという姿勢が全く見られない。

以下、質問に対する応答要領の中で、事実の隠蔽、虚偽の説明に当たると思われるものも存する。

- ① 更Q1:発砲事案が発生したことによる派遣施設隊の活動への影響如何?

(応答要領)

- 現地の派遣施設隊からは、日本隊宿営地において異状はないと報告を受けています。また、宿営地内の隊員の安全は確保されており、施設隊とは随時連絡をとって隊員の無事を確認しています。

### 【回答の問題点】

- ・ 実際には以下のような異常な状況だったのであり（準備書面16の3頁6行目以下）、家族に対して起きた事実を伝えることはしないという意図をよみとることができる。

「7月10日には宿営地近くのビルで激しい銃撃戦が始まった。「全隊員、武器を携行せよ」との隊長からの命令で、隊員は防弾チョッキとヘルメットを身に着け、実弾を込めた小銃を携行した。隊員らは銃声が響くと床に伏せ、手で頭を覆い、隊員の中には「死ぬかもしれない」と思った者もいた。宿営地内の退避用コンテナに身を寄せた際も、「ドーン」という音とともに砲弾が付近に落ちると、衝撃で体が宙に浮いた。

隊員は「政府軍や反政府勢力が宿营地内に入ってくれば(巻き込まれて)部隊は全滅する」と覚悟したという。」

② 更更Q：自衛隊の宿营地に着弾はあったのか？

(応答要領)

- 現地の派遣施設隊からは、日本隊宿营地の近傍で起こった撃ち合いの流れ弾が上空を飛来した模様との報告は受けています。
- 詳細は確認中です。

**【回答の問題点】**

- ・ 着弾の被害が出ていたことは明らかである。「上空を飛来した模様」「詳細は確認中」などと言うのは、前述のとおり、事実を隠蔽するものと言わざるを得ない。

③ 更Q 3：現在の南スーダンの状況を踏まえ、PKO5原則は、現在も保たれていると認識か？

(応答要領)

- 今回の事案については、現地に派遣されている要員からの報告や、我が方大使館、国連からの情報等を勘案しているが、UNMISSの活動地域において、我が国のPKO法における「武力紛争」は発生しておらず、元反政府側が「紛争当事者」にも該当しないと認識しています。
- したがって、政府側と元反政府側との間に衝突が発生したことをもって、参加5原則が崩れたとは認識していません。

**【回答の問題点】**

- ・ 後付けの言葉の誤魔化しである。自衛隊員や家族にとって重要なことは、現実にどのような「武力紛争」が起き、隊員の安全性に影響はなかったかである。このような回答は、家族の不安、関心に答えるものでなく、かえって

「本当のことを言っていない」と疑問と不安を増幅させるものである。

④ 更更Q 報道によると、南スーダン副大統領報道官が「戦争状態に戻った」と発言していたが、実際の現地の状況はどうであるのか？

○ 一方で、従来から、実力を用いた争いが我が国のPKO法における「武力紛争」に該当するか否かについては、事案の態様、当事者及びその意思等を総合的に勘案して個別具体的に判断されるものであり、今回の事案については、現地に派遣されている要員からの報告や、我が方大使館、国連からの情報等を総合的に勘案して「武力紛争」が発生しているとは認識していません。

**【回答の問題点】**

・ 前項同様、後付けの言葉の誤魔化しである。現地の情勢判断は、南スーダン政府や、UNMISSが行なっており、日本独自の法律解釈で左右される問題ではない。

④ 更更Q1 報道によると、JICAのチャーター機で、在留邦人約70人のうち、47人が隣国へ避難したとあるが、引き続き、在外邦人等輸送に係る準備は必要なのか？

(応答要領)

○ 報道については承知していますが、南スーダンには依然として邦人が残っており、在留する邦人の安全確保を優先に、なしうる限りの対応を検討しており、自衛隊による陸上輸送が必要な場合は、PKO法の規定に基づく国際平和協力業務の1つとして、現地の派遣施設隊による輸送をすることとなります。

**【回答の問題点】**

自衛隊による陸上輸送が実現しなかった理由は、UNMISS司令部のゴ

ーサインが得られなかったからである。P K O部隊の作戦統制権は国連が持っており、派遣国はたとえ「1キロ」であっても自国の部隊を勝手に動かさない（原告準備書面12／16頁）。

各国部隊はP K O司令部の命令によって動くのであり、自衛隊が主観的な判断で「駆け付ける」などの勝手なことは、軍事組織として許されるものではない。自衛隊の説明は間違っている。

- ⑤ 更更更Q：激しい銃撃戦が行われているジュバ市内で、自己保存型の武器使用では不十分なのではないか？

（応答要領）

- ジュバ市内で陸上輸送をする場合は、しっかりと部隊の安全を確保した上で実施するのが前提です。
- その上で、自衛隊が行うのは、あくまでも自己及び邦人等の生命・身体の防護であることから、自己保存型の武器使用権限で安全かつ適切に任務が遂行できると考えています。

#### 【回答の問題点】

前述のとおり、「自己保存型の武器使用権限で安全かつ適切に任務が遂行できる」事態でなくなっているのであるから、自衛隊の説明は、空疎な「言葉遊び」の類である。このような質問と回答は、かえって、「激しい銃撃戦」があり自衛隊の武器使用の限界を超える事態であったことを自ら認めるものであり、より一層家族を不安に陥れるものである。

## 6 「一般情報（第24号）」甲A243の5

これは、平成28年8月8日18時発信で「一般情報（第23号）」と同じく、「情報伝達範囲」を留守部隊までとし、留守家族には質問されたら答えるに止め、そのQ&Aを添付したものである。ジュバ・クライシスから1か月経ったこの段階でも、

当時の実態を報告することは一切なく、駆け付け警護や、宿営地共同防護を行わせるのかなどの質問に答えるのみである。また、国連施設外の活動は再開していないと答えており、安全性が確保できない情勢であることを認めており、家族の不安や心配は増大するばかりとなっている。

#### 第4 結語

以上のとおり、第10次隊から第11次隊にかけて、派遣部隊及び隊員の「安全に関する情報」が家族に対して「適時に、正確に」伝えられることはなく、むしろ情報の管理と統制が徹底されていたことが明らかである。

かかる事実は、防衛省・自衛隊が、本件派遣が違憲違法の事態にあったことを隠さざるをえなかったこと、そして原告ら自衛隊員の家族らが置かれていた肉親としての平和のうちに生きる権利ないしは人格権の侵害を基礎づけるものである。

以上